

# 社団法人熊本県社会福祉士会 福祉サービス第三者評価事業実施規程

規程第22号  
2008年10月14日制定

## (目的及び基本方針)

第1条 この規程は、福祉サービスを提供する個々の事業者が、事業者及び福祉サービスの利用者以外の第三者からの評価を受けることにより、事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることを目的とする「福祉サービス第三者評価事業」を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、福祉サービス提供事業者との信頼関係が構築できるよう、公正・中立な組織の整備及び専門性を有した評価調査者等の人的体制の整備を図るとともに、第9条に規定する評価調査者に対し可能な限り多くの研修機会を設けることにより資質向上及び均質化を図り、評価に対する専門性・信頼性の一層の向上を図るものとする。

## (評価事業の実施)

第2条 社団法人熊本県社会福祉士会（以下「本会」という。）は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進組織（以下「推進組織」という。）の認証を受け、福祉サービス第三者評価事業を行う。

## (名称及び所在地)

第3条 この福祉サービス第三者評価事業の名称は、社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）という。

2 本会の事務局を熊本市九品寺4丁目3の1番地に置く。

## (評価対象)

第4条 第三者評価事業の対象となる事業は、熊本県内で実施される社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定された社会福祉事業のうち、福祉サービス利用援助事業（同法第2条第3項第12号）及び連絡又は助成を行う事業（同法第2条第3項第13号）並びにその他の相談を行う事業を除いた事業の全てを対象として行うものとする。

## (評価基準)

第5条 評価基準は、熊本県福祉サービス第三者評価事業推進要綱に規定する熊本県福祉サービス第三者評価基準を用いるものとする。

## (評価契約)

第6条 第三者評価事業は、評価を希望する事業者（以下「評価希望事業者」という。）と本会会長との評価契約の締結により行う。

## (評価料)

第7条 前条の規定に基づき、評価契約を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）は、別表1に定めるところによる評価料を支払うものとする。

(評価調査者)

第8条 評価調査者は本会と雇用契約を締結するものとする。

2 評価調査者は、次条に規定する調査活動を行い、その結果について担当評価調査者会議により、調査報告書を作成し、評価決定の資料として評価決定会議に提出する。

3 評価調査者の雇用等に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

(調査の方法)

第9条 評価調査者が行う調査は、書面調査、訪問調査及び利用者調査とし、次の各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 書面調査

書面調査は、第6条の規定により契約事業者が第5条に規定する評価基準に基づき、契約事業者の事業所の管理者及び各部門に従事する全職員の自己評価の結果と契約事業者の組織及び事業の概要等を示す書類等に基づき行うものとする。

(2) 訪問調査

訪問調査は、前号に規定する書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、評価調査者が契約事業者の事業所を訪問し、当該事業所の関係者等と面談のうえ、第5条の評価基準に基づき運営やサービスの実施状況を把握・検証するものとする。

(3) 利用者調査

利用者調査は、利用者のサービスに関する意向を把握するための調査とし、聞き取り又はアンケート調査、観察調査等、各サービス種別毎に利用者の意向を反映できる適切な方法により行うものとする。

(評価の決定)

第10条 評価の決定は、評価調査者が作成する調査報告書をもとに、第8条に規定する評価決定会議を踏まえ、本会会長が行う。

2 本会は、前項の規定により決定した評価結果について、契約事業者に通知する。

(評価結果の公表)

第11条 評価結果は文書により契約事業者に通知するとともに、熊本県が定める熊本県福祉サービス第三者評価事業公表要領に基づき、契約事業者の同意を得て公表する。

(情報管理及び守秘義務)

第12条 評価事業の実施に携わる評価委員会委員、評価調査考及び職員は、調査結果の取り扱い及び管理には十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(苦情解決)

第13条 契約事業者からの評価事務及び評価結果についての苦情に対しては、誠実に対応し解決を図るよう努めるものとする。

2 苦情の受付やその解決を図る取り扱いについては、本会福祉サービス苦情解決規程により行う。

(事業者との関係)

第14条 本会は、評価希望事業者との間に、中立、公正を損なう関係が予想される場合には、第6条の評価契約は締結しない。

2 本会は、契約事業者との間で、中立、公正を損なう事項が生じたときは、速やかに事態の正常化を図るか又は評価契約を解除するかのいずれかにより解決を図るものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるほか、必要なことは、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第16条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

この要綱は、2008年10月14日施行する。

(別表1) 社団法人熊本県社会福祉士会福祉サービス第三者評価事業 評価料

1. 評価料の額

評価内容	料 金
基本評価料	内容評価基準を含む評価対象事業所 1事業所 200,000円
	共通評価基準55項目のみの対象事業所 1事業所 180,000円
職員自己評価に係る評価料	職員1名につき 1,000円
利用者調査に係る評価料 (アンケート調査)	利用者1名につき 500円
利用者調査に係る評価料 (聞き取り調査)	利用者21名まで 37,800円 (7名毎に12,600円を加算)

2. 評価料の納入方法

評価料は、評価業務の完了後2週間以内に所定の口座に振り込むものとする。評価契約を解除した場合も同様とする。

3. 評価契約解約時の評価料

評価契約解除時の評価料については、次のとおりとする。

評価業務中止の種類	評 価 料
事業者と本会の両者協議の上で解約する場合	すでに実施した評価に係る費用の額
契約書第14条に規定する本会の責に帰すべき事由により解約する場合	無料
契約書第15条に規定する契約事業者の責に帰すべき事由により解約する場合	契約額
災害等の特別な事由により評価業務が出来なくなった場合	すでに実施した評価に係る費用の額